

平成29年6月19日

総務教育常任委員会会議録

塩竈市議会事務局

塩竈市議会総務教育常任委員会会議録

平成29年6月19日（月曜日）午前10時00分開会

出席委員（6名）

委員長	志子田 吉 晃 君		
副委員長	鎌 田 礼 二 君		
委 員	小 野 幸 男 君	香 取 嗣 雄 君	
	伊 藤 博 章 君	伊 勢 由 典 君	

欠席委員（なし）

説明のために出席した職員

市 長	佐 藤 昭 君	副 市 長	内 形 繁 夫 君
市民総務部長 兼政策調整監	小 山 浩 幸 君	市民総務部次長 兼総務課長	川 村 淳 君
市民総務部 危機管理監	安 藤 英 治 君	市民総務部 財政課長	末 永 量 太 君
市民総務部 税務課長	武 田 光 由 君	市民総務部 市民安全課長	佐 藤 茂 君
教育委員会 教 育 長	高 橋 睦 麿 君	教育委員会 教 育 部 長	阿 部 光 浩 君
教育委員会教育部次長 兼教育総務課長	本 田 幹 枝 君	教育委員会教育部 学校教育課長	遠 山 勝 治 君
教育委員会教育部 生涯学習課長 兼生涯学習センター館長	伊 藤 英 史 君	教育委員会教育部 市民交流センター館長	伊 東 英 二 君
建 設 部 下 水 道 課 長	関 陽 一 君		

事務局出席職員氏名

事 務 局 長	鈴 木 康 則 君	事 務 局 次 長 兼議事調査係長	鈴 木 忠 一 君
議事調査係主査	平 山 竜 太 君	議事調査係主事	片 山 太 郎 君

会議に付した事件

議案第 4 2 号 塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を
改正する条例

議案第 4 5 号 平成 2 9 年度塩竈市一般会計補正予算

議案第 4 8 号 工事請負契約の一部変更について

議案第 4 9 号 工事請負契約の一部変更について

午前10時00分 開会

○志子田委員長 ただいまから総務教育常任委員会を開会いたします。

傍聴者の方に申し上げます。携帯電話等をお持ちの方は、電源を切るようお願いいたします。また、撮影及び録音については許可いたしませんので、ご協力をお願いいたします。

本日の審査の議題は、議案第42号「塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」、議案第45号「平成29年度塩竈市一般会計補正予算」、議案第48号及び議案第49号「工事請負契約の一部変更について」であります。

これより議事に入ります。

議案第42号、第45号、第48号及び第49号を議題といたします。

それでは、当局の説明を求めます。佐藤市長。

○佐藤市長 総務教育常任委員会のご審査を賜るに当たりまして、御礼申し上げます。

本日の委員会で審査をお願いいたします案件であります。塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例ほか4件でございます。各号議案につきましては、それぞれ担当課長からこの後ご説明をさせますので、よろしくお聞き取りの上ご賛同賜りますようお願いを申し上げます。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

○志子田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 議案第42号「塩竈市復興産業集積区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例」について説明させていただきます。

資料No.5の塩竈市議会定例会議案の1ページ、それから資料番号8、市議会定例会議案資料の1ページから3ページまでが該当となりますが、主に資料番号8の議案資料の3ページ、こちらでご説明させていただきます。

本市では復興産業集積区域、いわゆる復興特区内において対象施設等を新設または増設した事業者への固定資産税の課税免除を行っておりますが、現在は対象資産の取得期限が平成29年3月31日までとなっております。課税免除をした場合の減少額につきましては、震災復興特別交付金により補填されますが、補填対象固定資産の取得期限が延長されたことから、本市の課税免除の適用期限も延長しようとするものであります。

1の課税免除の内容です。改正後は、復興特区内において平成30年3月31日までの間に市の指定を受けた事業者が取得した家屋、償却資産及び当該家屋の敷地である土地に対して、平

成34年度分まで新たに固定資産税が課されることとなった年度以降5年間で最長となりますが、固定資産税の課税を免除することとなります。

課税免除の適用例でございます。中段の図をごらんください。現在では、平成29年3月31日に対象固定資産を取得いたしますと、翌平成30年度から課税となる固定資産税が平成34年度分までの5年間免除となります。しかしながら、1日違いの4月1日に取得の場合ですと免除の対象とならず、翌平成30年度から通常の課税となります。

改正後であります。平成29年4月1日に対象固定資産を取得した場合でも、3月31日取得と同様に平成30年度から課税となる固定資産税が平成34年度分までの5年間課税免除となります。平成30年3月31日に対象固定資産を取得した場合は、その翌年度の平成31年度からの課税となる固定資産税が平成34年度分までの4年間課税免除となります。ただ1日違いの4月1日に取得の場合ですと免除の対象とはならず、翌平成31年度から通常の課税となります。

2の対象区域であります。民間投資促進区域、いわゆる「ものづくり特区」と千賀の浦観光推進産業集積区域、いわゆる「観光特区」内の区域となります。

3の対象事業者であります。さきに申し上げましたとおり、平成30年3月31日までの間に市の指定を受け、対象施設等を新設または増設した事業者となります。

4のこれまでの実績でございます。平成24年から認定開始となっておりますので、適用は平成25年度分の固定資産税からとなっております。平成25年度は5件、584万6,000円の免除を行っております。平成26年度は17件でございますが、うち5件は前年度からの継続ですので、新規は12件です。免除は17件で5,403万5,000円でございます。平成27年度は25件、前年度からの継続が17件ございますので新規は8件ですが、8,046万4,000円の免除額でございます。昨年度、平成28年度は29件、新規は5件でございますが、1億5,658万7,000円の免除額でございます。4年度間の合計で30事業者に対し76件、2億9,693万2,000円の課税免除を行っているところでございます。

なお、本資料の1、2ページに条例改正の新旧対照表が、資料番号5番の1ページに改正条例案がそれぞれ掲載されておりますので、ご参照ください。

議案第42号につきましては以上となります。

○志子田委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 議案第45号「平成29年度一般会計補正予算」のうち、市民安全課に係る内容をご説明させていただきます。

コミュニティ助成事業につきましてご説明いたします。

初めに歳出からご説明いたしますが、この事業は第2款の総務費と第9款の消防費に計上しておりますので、まず資料番号7の塩竈市一般会計・特別会計補正予算説明書でそれぞれの計上内容をご説明申し上げます。

資料番号7の5ページ、6ページをお開き願います。第2款総務費第1項総務管理費第7目企画費の19節負担金補助金及び交付金に、右側の説明及び事業内訳にありますように、市民活動推進費に係る一般コミュニティ助成金として490万円を補正するものでございます。

次に、同じ資料の15ページ、16ページをお開き願います。第9款消防費第1項消防費第3目防災費の19節負担金補助金及び交付金に、右側の欄に記載のとおり防災対策事業に係る地域防災組織育成助成金として240万円を補正するものでございます。

次に、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。第20款諸収入第4項雑入第6目雑入2節の雑入にコミュニティ助成金として730万円を計上しており、歳出の第2款・第9款の合計額と同額となっております。

続きまして、コミュニティ助成事業の概要をご説明申し上げますので、資料番号8、議案資料の20ページをお開き願います。

まず、1の事業概要ですが、この事業は自治総合センターが町内会等のコミュニティ活動に寄与する事業に対して助成するものでございます。

次に、2の平成29年度助成事業助成金額の(1)事業内容等についてですが、事業の区分としてはコミュニティ活動に必要な設備等を助成対象とする一般コミュニティ助成事業、また少年消防クラブの育成や自主防災組織が行う防災資機材の整備を助成対象とする地域防災組織育成助成事業の2事業となっており、助成団体と助成額はいずれもことしの3月に決定しております。

助成団体等につきましては、下段の(2)の表のとおり一般コミュニティ助成事業については大日向町内会の240万円、天満崎町内会の250万円で、計490万円。地域防災組織育成助成事業については、玉川小学校少年消防クラブの100万円、南錦町自主防災会の140万円で、計240万円となっており、合計4団体への助成額合計730万円となっております。

コミュニティ助成事業については以上でございます。

続きまして、港町地区津波防災拠点施設備品等整備事業についてご説明させていただきます。資料番号7の補正予算説明書の13ページ、14ページをお開き願います。

まず、歳出からご説明いたします。第8款土木費第5項都市計画費第7目の復興交付金事業費に、右側の事業内訳にあります港町地区津波防災拠点施設備品等整備事業5,490万3,000円を計上するものでございます。内訳といたしまして、水やアルファ米等の備蓄品費用として11節消耗品費に80万5,000円、展示パネルや映像などの制作費用として13節委託料に4,923万9,000円、備蓄用毛布や救助用品などの施設用備品の整備費用として18節備品購入費に485万9,000円になります。

次に、歳入についてご説明申し上げます。恐れ入りますが、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。

第10款地方交付税第1項地方交付税第1目地方交付税1節の震災復興特別交付税4,187万9,000円のうちの1,082万円を、第18款繰入金第1項基金繰入金第7目ふるさとしおがま復興基金繰入金1節のふるさとしおがま復興基金繰入金として80万5,000円を、第8目東日本大震災復興交付金基金繰入金1節の東日本大震災復興交付金基金繰入金として4,327万8,000円を、その財源として計上しております。

港町地区津波防災拠点施設備品等整備事業の概要をご説明申し上げますので、資料番号8議案資料27ページをお開きください。

1の事業概要ですが、港町地区に建設している津波防災拠点施設の施設備品や展示物の制作、備蓄品の整備を行おうとするものでございます。

2の施設の概要ですが、施設の延床面積は1,272平米、2階部分の床面積は640平米、鉄骨造2階建てとなっております。避難者の収容や展示施設は2階部分となります。施設の設備類につきましては、自家発電設備、貯水槽及び給水管、シャワールームのほかプロパンガス、備蓄倉庫等を整備する予定となっております。収容人員については、港町地区の想定避難者数1,386人のうちマリゲート塩釜に収容できる人員が1,202人となっていることから、マリゲート塩釜に収容し切れない184人の避難者を想定しております。

3、施設の利用形態としましては、災害発生時に周辺住民や観光客などの一時避難場所として利用していただくよう建物内に備蓄倉庫を設置し、毛布や飲料水、アルファ米等を準備いたします。また、災害発生後において浦戸地区の復旧・復興の際の拠点として利用いたします。台風や濃霧等で市営汽船が運休となった際に、帰島できなくなった島民が利用する一時退避・滞在できる施設として整備いたします。通常時におきましては、東日本大震災による被害状況や復興の歩みを伝承し、震災の記憶を語り継ぐため模型や映像、写真パネルなどを

展示するとともに、市民が震災を将来に向けて伝承していく場として整備してまいります。

4の事業内容ですが、震災伝承・防災情報の発信を行うための展示パネルや模型、コンテンツの製作・設置及び映像音響装置やテーブル・椅子等、施設備品の整備に要する費用として4,923万9,000円、避難者等が使用いたします毛布や飲料水、アルファ米等の防災備蓄品の整備に要する費用として566万4,000円の合計5,490万3,000円となります。この事業費及び財源内訳につきましては、最初にご説明した歳入歳出予算と同額となっております。

28ページをごらんください。6の配置図についてであります、(1)津波発生時の右側の津波防災拠点施設(2階)と記載されている箇所をごらんください。施設の左側4部屋と廊下部分を避難スペースとして活用することとしております。また、施設の右側の1部屋、離島支援センター・離島防災センターにつきましては、浦戸地区における防災情報の収集や災害対策本部との連絡調整、生活物資の輸送基地として、また震災後の浦戸地区の復旧・復興の際の拠点施設として利用してまいります。

(2)塩竈市営汽船運休時の図をごらんください。施設の2部屋を運航再開までの待機スペースとして利用していただくこととしております。

29ページをお開きください。(3)通常時の図をごらんください。施設の1部屋と廊下部分を展示スペースとして、またその他の3部屋を研修室として利用していただくこととしております。

7.スケジュールについてであります、8月には展示物並びに施設備品、防災備蓄品の発注をし、9月には建物が竣工する予定ですので、10月から施設内の展示物等の整備を開始し、年内に供用を開始したいと考えております。

市民安全課からは以上でございます。

○志子田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 引き続き、学校教育課が補正計上する学校現場における業務改善加速事業についてご説明させていただきます。

資料No.7の一般会計・特別会計補正予算説明書、及び8の議案資料をご用意いたします。まず、資料No.8の議案資料の33ページをお開き願います。

本事業につきましては、学校を管理指導する学校教育課と、地域のスポーツ団体と連携した運動部活動を推進する生涯学習課が連携して取り組んでいるものとなっております。

まず1の概要でございますが、本事業は国の学校現場における業務改善加速事業を県を通じ

て委託されたものであり、県教育委員会が平成25年度から取り組んできた教職員の多忙化解消、メンタルヘルス、不祥事防止の三つの調査研究のうち、教職員の多忙化解消に対して部活動における負担軽減という切り口から調査研究を行うものとなっております。

2の本市の取り組みでございますが、平成29年度から平成31年度の3カ年という事業期間内で部活動における教職員の負担軽減という研究課題に対し、地域のスポーツ団体等と連携した地域で運動部活動を支える指導體制、いわゆる「みやぎモデル」の構築を図るものでございます。

具体的には、改善目標や改善方針、具体的な評価指標などを盛り込んだ業務改善ポリシーを策定し、重点的取り組み、それと必須の取り組みの二つに分けて調査研究を進めてまいります。重点的取り組みといたしましては、市内全中学校において部活動休養日の設定による負担軽減の調査研究と、調査研究校に指定された玉川中学校において県から派遣される部活動指導職員を活用した負担軽減の調査研究を行ってまいります。また、必須の取り組みといたしましては、市内全中学校において部活動に対する教職員の意識改革など、業務改善意識の啓発による負担軽減を調査研究いたします。

4の今後のスケジュールにつきましては、「（仮称）部活動等推進懇談会」を立ち上げ、7月中に業務改善ポリシーの策定、8月から具体的な調査研究を開始する予定としております。来年3月には、業務改善ポリシーに従い今年度の業務改善策の効果検証を行い、その成果と課題を次年度の業務改善ポリシーの策定の見直しにつなげてまいります。

続いて、本事業の事業費及び財源内訳についてご説明申し上げます。

同じ資料の3にありますように、事業費とその財源につきましては、学校現場における業務改善加速事業委託金63万円を充てております。

その詳細につきましては、資料番号7の補正予算説明書17ページ、18ページを使ってご説明申し上げます。まず歳出につきましては、第10款教育費第3項中学校費第1目学校管理費、右側の事業内訳に記載させていただいておりますように、学校現場業務改善加速事業といたしまして63万円を補正計上させていただいております。その内訳ですけれども、8節の報償費に講師等の謝金として18万9,000円、9節の旅費に9万1,000円、11節の需用費に34万5,000円、12節の役務費に5,000円を計上しております。

続きまして、財源となる歳入についてご説明申し上げますので、同じ資料の3ページ、4ページをお開き願います。第15款県支出金第3項委託金第4目教育費委託金3節中学校費委託

金、右側の説明欄に記載させていただいておりますように学校現場業務改善加速事業として歳出合計額と同額の63万円を計上させていただいております。

学校現場における業務改善加速事業については以上でございます。ご審査のほどよろしくお願いたします。

○志子田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 続きまして、同じく教育総務課のほうから議案第45号に係ります中学校部活動備品等整備事業につきましてご説明いたします。資料No.7の補正予算説明書、及び資料No.8の第2回市議会定例会議案資料をご用意願います。

説明の都合上、初めに資料No.8の34ページをごらんください。

今回の事業概要でございますが、市内中学校の部活動に対する寄附金を活用し、部活動用の備品の購入整備を行おうとするものでございます。

具体的な整備内容でございますが、市内中学校の吹奏楽部部活動におきまして、必要な楽器を整備するというものでございます。具体的な整備予定楽器としましては、第一中学校ではクラリネット、第二中学校でユーフォニアム、第三中学校ティンパニ、玉川中学校ではトロンボーンとピッコロということでございます。

こちらのイメージ図をご参照いただきたいと思います。事業費の財源内訳でございますが、寄附金100万円を充当したいと考えてございます。今回のスケジュールですが、補正予算をお認めいただき次第整備してまいりたいと考えております。

下段の写真は、「遊ホール」で行う市内各中学校合同のジョイントコンサートの様子でございますが、このような発表の場で活用されることになるかと存じます。

続きまして、資料No.7の17ページないし18ページをお開き願います。本事業に係ります補正予算、歳出といたしまして、第10款教育費第3項小学校費第2目教育振興費の18節備品購入費としまして、ごらんのとおりの事業内容で100万円を計上してございます。

次に、同資料の3ページないし4ページをお開き願います。中段になります。歳入といたしましては、第17款寄附金第1項寄附金第1目一般寄附金200万円と計上されておりますが、このうちの100万円を事業費として充当しようとするものでございます。

どうぞよろしくご審査賜りますようお願いいたします。教育総務課からは以上でございます。

○志子田委員長 伊東市民交流センター館長。

○伊東教育委員会教育部市民交流センター館長 続きまして、私からは議案第45号「平成29年度

一般会計補正予算」のうち市民交流センターが所管いたします施設設備工事についてご説明申し上げます。説明の都合上、歳出からご説明申し上げますので、恐れ入りますが資料No.7の一般会計補正予算説明書17ページ、18ページをお開き願います。

第10款教育費第4項社会教育費第6目市民交流センター費、右の事業内訳欄の市民交流センター管理運営費といたしまして寄附金を活用させていただき、遊ホールがございまして市民交流センターのトイレの一部洋式化を図るための施設設備工事費として、15節工事請負費に129万3,000円を補正計上するものでございます。

続きまして、財源となります歳入につきましてご説明いたしますので、恐れ入りますが同じ資料の3ページと4ページをお開き願います。

歳入第17款寄附金第1項寄附金第1目一般寄附金の1節一般寄附金として計上いたします200万円のうち、事業費129万3,000円の財源の一部として100万円を活用させていただくものでございます。

次に、事業の内容をご説明いたしますので、資料No.8、35ページをお開き願います。

それでは、市民交流センタートイレの一部洋式化についてご説明させていただきます。

1. 事業概要でございます。文化施設に対しまして寄附金を活用させていただき、「遊ホール」がある市民交流センターのトイレの一部を洋式化することにより、利用者の利便性並びに快適性の向上を図るものでございます。

2. 整備の内容でございます。整備箇所は、遊ホールがございまして5階の女子トイレを整備いたします。次に、整備内容です。現在の和式便器5台のうち、3台を洋式便器及び温水洗浄便座に更新するものでございます。また、既存スペースを利用いたしますことから、個室ドアを内開きから外開きに変更するものでございます。整備箇所、イメージにつきましては、ページ下段の参考欄、整備箇所レイアウトなどをご参照願います。

次に、3. 工期でございます。3日ないし5日を予定しており、施設の利用に支障ない日を設定してまいります。

最後になりますが、今後のスケジュールでございます。今回の補正予算をお認めいただきましたら速やかに事務手続を開始し、7月中に工事発注、完成させる予定でございます。

市民交流センターの補正予算に関します説明につきましては、以上でございます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

○志子田委員長 武田税務課長。

○武田市民総務部税務課長 続きまして、補正予算に係る税務課所管部分についてご説明いたします。資料番号7の補正予算説明書の19ページをごらんください。

塩竈市市税等収納事務業務委託に係る債務負担行為補正でございます。

内容は、現在実施しております市税のコンビニ収納の業務委託が今年度末で終了いたしますことから、来年度平成30年度から5年間の新たな委託契約を締結するために、債務負担行為限度額2,095万9,000円を追加設定しようとするものであります。

補正予算に係る税務課所管部分については以上となります。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 では、議案第45号「塩竈市一般会計補正予算」につきまして、財政課所管分を説明申し上げます。

恐れ入りますが、資料No.7の補正予算説明書3ページ、4ページをごらんください。

まず、歳入の第10款地方交付税の第1項地方交付税第1目地方交付税におきます震災復興特別交付税につきましては、4,187万9,000円の増額補正であります。これは、先ほど説明がございました港町地区津波防災拠点施設備品等整備事業や、産業建設常任委員会付託の復興交付金事業を補正計上しましたことから、その財源として増額補正をするものであります。

また、同じページの中段にございます第18款繰入金の第1項基金繰入金第1目財政調整基金繰入金でございますが、781万9,000円の増額補正であります。財政調整基金繰入金につきましては、今回の6月補正予算に係ります所要一般財源として基金から財源を繰り入れるものでございます。

次に、債務負担行為の補正についてであります。まず議案からであります。恐れ入りますが、資料No.6の平成29年度塩竈市一般会計補正予算の4ページをお開きください。

「第2表 債務負担行為補正」の1. 追加、2項目めの住民情報システム賃貸借（29年度）についてであります。期間は、契約や準備などのための期間を含めまして平成29年度から平成34年度まで。実質的には、平成30年度からの期間として5年間となります。限度額は3億6,400万円となります。

たびたび恐れ入ります。資料No.8をご準備願います。議案資料でございます。資料No.8の19ページをお開きください。

住民情報システムの更新についてであります。1の概要ですが、現在の住民情報システムにつきましては平成24年4月から使用しており、再リース期間1年を含めまして都合6年間使

用してまいりました。今年度いっぱい契約期間が満了となりますことから、システムの更新を行おうとするものであります。

次の図をごらんください。現在の本市のシステム構成ですが、大きく分けて2系統の構成となっており、向かって左側が内部情報系としまして、職員のパソコンから県の情報セキュリティクラウドサーバーを経由し、インターネットやメールなどを接続するもの。そして、それとは物理的に切り離された状態で、住民情報系というマイナンバーを含む住民票や税情報などの住民情報を管理する系統がございます。今回の更新対象範囲は、こちらの点線箱枠の部分ということになります。

2の事業費及び財源内訳ですが、債務負担行為限度額の設定ということで3億6,400万円の限度額を設定させていただきたいと考えております。この設定金額は現在の契約額、平成24年度に導入した費用を基準としたものでありまして、1年当たりで見ますと割る5年で7,280万円となります。機器類のメーカーによる保守対応期間が終了することから、万が一の故障によるリスクがありまして機器類は新規で更新せざるを得ないと考えておりますが、競争入札による事業費の抑制や機器類とシステムを切り離して契約を考えるなど、機能の要件は満たした上でなるべく安価に導入できるよう進めてまいりたいと考えております。

最後に3のスケジュールですが、本債務負担行為限度額をお認めいただきますれば、7月に業者選定、8月には契約を締結し、来年4月から新機器の稼働を開始する予定でございます。

補正予算の説明は以上でございます。

続きまして、議案第48号及び第49号の工事請負契約の一部変更につきまして説明申し上げます。恐れ入りますが、資料No.5と資料No.8の資料で説明いたしますので、まず資料No.5の塩竈市議会定例会議案7ページをお開き願います。

まず議案第48号であります。これは平成27年2月20日に議決をいただきました26一復・交越の浦雨水ポンプ場(土木・建築)築造工事につきまして、工事内容を一部変更しようとすることから議会の議決を求めるものでございます。

4の契約金額につきましては、現契約金額14億2,236万円を14億4,809万1,000円に変更し、2,573万1,000円の増とするものでございます。具体的な内容につきましては、後ほどほかの案件とあわせまして一括してご説明いたします。

次に議案第49号であります。次のページ、8ページをお開きください。

これは、平成28年6月28日に議決をいただきました28一復・交越の浦雨水ポンプ場放流渠築

造工事につきまして、工事内容を一部変更しようとするものでございます。

4の契約金額につきましては、現契約金額3億7,238万4,000円を3億9,816万5,760円に変更し、2,578万1,760円の増とするものでございます。

それでは、工事の概要についてご説明いたします。恐れ入りますが、資料No.8、第2回塩竈市定例会議案資料の38ページをお開き願います。

まず議案第48号であります。主な変更内容につきまして説明いたします。ページ右上の6変更内容の表をごらんください。

1項目めでございます。工種、土工でございますが、変更理由でございますとおりに当現場におきます発生土を宮城県施工の災害復興関連事業に有効活用するため、県と協議した結果、残土処分先を東松島市野蒜へ変更するものであります。それによりまして、運搬土量が1万490立米増加し、運搬距離につきましても1キロメートル以内から32キロメートル以内に変更となり、金額が3,176万円の増となるものであります。表の下段には、写真を掲載してございます。写真①は、土工におけます掘削作業状況の写真でして、次の写真②は残土処分先であります東松島市の残土置き場となっております。

表にお戻りいただきまして、2項目め。工種、本体築造工であります。これは本体基礎部の地盤改良に当たりまして、改良対象土を採取し、室内配合試験を実施した結果、当初予定量よりも地盤改良のための改良材の種類や添加量が減となったことによるものであります。当初は2.86トンを見込んでおりましたが変更後は1.36トンとなり、金額は2,048万円の減となります。

3項目めでございます。工種、場内進入道路工につきましては、現場内の地盤条件が悪く工事車両や機械の通行に影響が生じたため、仮設の敷鉄板を追加したものでありまして、金額は89万4,000円の増となっております。下段の写真⑤及び⑥にありますとおり、雨天時の状況と敷鉄板が敷設された場内進入路の写真を掲載しております。

これらの直接工事費の合計1,217万4,000円の増額に加えまして、共通仮設費及び諸経費が増となり、表の下段にございますとおりに請負率と消費税を掛け合わせた2,573万1,000円が増額となるものでございます。

次に議案第49号であります。恐れ入りますが次のページ、39ページをお開きください。

越の浦雨水ポンプ場放流渠築造工事であります。右下にございます表をごらんください。まず、工種(1)の泥濃式推進工でございますが、工事がJR仙石線の下部を横断することと

なりますが、JRとの協議により横断箇所を夜間施工へ変更したことに伴い、増額となるものであります。金額は236万8,383円です。左側の平面図をごらんいただきますと赤の丸で囲った箇所、JR仙石線の下部横断箇所を示しております。右上の写真につきましては、(1)泥濃式推進工(夜間作業)としまして、写真①のJR仙石線安全対策状況と推進工施工状況を掲載しております。

表にお戻りいただき、工種(2)のボックスカルバート工ですが、県漁港管理者との協議によりまして現場内におけます他事業との施工ヤード調整が必要となり、施工方法を当初のオープン掘削から土留工法へ変更となったものであります。金額は580万6,085円の増でありまして、平面図の右側、東側に位置する箇所となります。写真では、(2)ボックスカルバート工として写真②に海側からの全景を掲載しております。

次に、工種(3)の吐口工ですが、同じく県漁港管理者との協議によりスライド式ゲートの設置を追加したもので、金額は435万6,587円の増、写真は(3)の吐口工の写真③で、スライド式ゲート設置状況を掲載しております。これらが直接工事費となりまして、合計1,253万1,055円の増となります。

また、(4)工事中止期間中の現場維持管理費についてですが、関連工事となりますJR仙石線線路下の地盤改良工事について、この工事はJRへの委託工事ではありますが施工中に発生した地下障害物の検討及び対策に不測の日数を要したため、工事を一時中断しております。この中止した期間164日間分の現場の維持管理費が必要となりましたことから、712万3,000円の増額となりました。

その他諸経費の増も合わせまして、表の下段にございますとおり請負率及び消費税を掛けた2,578万1,760円が契約変更額の増額となります。

財政課からの説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○志子田委員長 これより質疑を行います。鎌田委員。

○鎌田委員 じゃあ、私は資料No.8のみで質問させていただきます。

まず、27ページの港町地区津波防災拠点施設備品等整備事業について、質問させていただきます。

ここで、この場所については台風やら何やらで市営汽船が運休した場合と、それからあと実際津波の場合と、通常の場合と3通りの使い方をするわけですけれども、この中でまずこの施設、一応配置図で28、29ページと書いてあるわけですけれども、実際まず船が欠航した場

合、出ない場合、運休時28ページの下の図になるわけですが、この待機スペース、これはどういった形になるのか。ただ単に、いわゆる部屋で普通、会議やら何やらで使うんですから、椅子・机があるだけのものなのか。ないしは、ここは例えばいろいろ仮設のベッドというかね、パッパッと引き出せばすぐ横になれるとか、何かそういったものがついているのかどうか。その辺は、具体的にどういった使い方をするのか。そこ、まずちょっとお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 ふだんは学習室として利用されております机・椅子とかを、そういう場合には、ベッドとかに転用できるように配置すること等を含めて検討しております。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 そうすると、具体的にきちんとかういったものを配置するということは、まだ決まっていはいないわけなんですね。

○志子田委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 現在、そういった具体的なものについては検討中でございます。以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 やはり、椅子・机でそのまま座りながらちょっと一夜を明かすとかというのは、なかなか難しい話であり、横になれるものが必要だと思うんですが、これからということで。

それから、これもこれからなんでしょうけれども、例えば運休してここに泊まるようになった場合、台風なんかの場合は外にも出れないというような状況がひどい場合あると思うんですが、ここに備蓄されている食料関係ですね、飲料水とか、これも使うようになるのか。どういったことを考えられているのか、まだこれからなのかを教えてくださいたいと思います。

○志子田委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 そういった台風とかによって浦戸の方々が一時避難する場合にも、備蓄品を使えるように検討してまいります。

以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

それから、この配置図の津波発生時のあれで、避難スペースとして廊下がもう避難スペースになっているということなんですが、廊下もやっぱり避難スペースなんですか。例えば津波が来て避難はするものの、あとは横になったり何なりが必要なのでそういったスペースは必要で、やっぱり廊下もひとつ貴重なスペースになるのかなとは思いますが、最初からもう廊下がそのスペースに考えられているということ自体が、「何か余裕ないんじゃないの」というふうに思ったりするわけですけども。どういうぐあいなのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○志子田委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 避難されてくる人数によりますけれども、初めは各部屋の避難スペースを利用させていただきまして、それでも入り切らない場合は廊下も避難スペースとして活用していただくというふうに考えてございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

では次に33ページ、学校現場における業務改善加速事業の取り組みについてお聞きをしたいと思います。これ、予算自体が63万円でえらい少なくて、「なんだい、これでやれるのかな」というそういう思いがあるんですけども、まずは少ないなど。そんな中で、いわゆる部活動の休養日の設定による負担軽減ですか、全中学校に行くと。これは、やっぱり1人や2人の派遣でこれをやられるのか、学校でいろいろ策を練って負担の軽減を図るのか。ないしは、外部のボランティアとかを利用しながらとか、そういう方法なのか。この辺のぐあいを教えていただきたいと思います。

一応部活動の指導に関しては、今のを細かなところまで見てはいないんですけども、一般の人は指導できないというふうになっていると私は聞いているんですが、そういった事情もわかれば教えていただきたいと思います。

○志子田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 予算的な部分なので、申請課である生涯学習課のほうから説明させていただきたいと思います。

今回予算計上させていただいているのは、一般的な研修費とかあと事務費というふうな部分で63万円という金額を計上させていただいています。この事業で一番かかるのが人件費でございますが、今回は県のほうから4名の部活動指導職員というものが配置されますので、4

名今のところ配置されるという予定で動いているところでございます。

そのほか、あとこの部活動指導職員の業務改善に係る人件費として、今玉川中学校に1人専任の教員のほうが配置されておりますので、基本的に人件費はここには入っておりませんので、あくまで事務費ということですので、こういった少ない数というふうになっておりますので、よろしく願います。

あと、一応先ほど業務の進め方につきましては、1人だけでの指導とかできるのかというご質問だったかと思うんですが、これについては基本的に県の要綱の中で部活動指導職員だけでも指導とかできるというふうになっておりますので、その辺は心配しなくてもいいかなというふうに思っています。

以上です。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

それから、必須の取り組みとして部活動に係る業務改善意識、括弧していろいろ書いてあって、啓発による負担軽減という、これ全中学校。これも、派遣された人たちがいろいろ検討して進めていくという形なんですか。それとも、これは現に今かかわっている先生方がある程度業務改善をしていくということなんでしょうか、意識も変えてということで。その辺、ちょっと中身を教えていただきたいと思います。

○志子田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 この部分については、一定程度学校現場のほうの協力を得るというふうな部分もございしますが、今まで学校現場に主に任せていたものを市の教育委員会のほうも積極的に事務的なお手伝いとかをしながらこれを進めていきますので、学校現場と市の教育委員会が一緒になってやっていくということなので、その辺についても教育委員会としてもカバーしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 ありがとうございます。

では、38ページの工事関連に移っていききたいと思います。ここで本体の築造関係で改良材ですか、改良材の種類及び添加量に変化が生じたということで、これはそうすると現実これが安くなったので、いわゆる当初思っていた土壌の状況ですね、これより状況がよかったと

ということなんですか、まずは。

○志子田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えします。

おっしゃるとおりで、当初もうちょっと悪い土壌ということ想定していたんですけども、実際に掘ってみた土のほうがよかったということです。

以上です。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 それに付随するのかわかればですけども、その下の項目の場内進入道路、いわゆるこれは状況が悪くて鉄板を敷いてという、これが追加工事になっているんですけどもね。こっちは思ったよりよくて、上の状況のほうが悪かったということになるのかなと思ったりもするわけですけども。何か上と下のあれが逆の話なので、例えば本体のほうのあれでよければ、こっちの道路改善のほうも必要がなくてそのままいけたのかななんて思ったりもするわけですけども。結果的には違う方向にいつているわけですけども、本体築造工事と場内進入道路の工事と。これは、どういうぐあいなんですかね。やっぱり道路と本体を築造する内部のぐあいといいますか、地下のぐあいは違うということでしょうか。

○志子田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 委員おっしゃるとおりで、基礎部分につきましては上に重たいものが載ったりとかするもので改良しなければならいんですけども、上の部分はちょっと雨降ただけでもこの写真のような状況になりまして、作業性のほうでこれは必要になった部分になります。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 わかりました。

あと、次のページの最後、議案第49号になるわけですけども、これちょっと聞かせていただいて、これは一番上の（1）ですか、6の変更内容のうちの1番の泥濃式推進工法、工法なんですかね、これね。ちょっと初めて聞くんですけども、普通の工法とどこが違うんだろうと、どういう形なのかなというふうに思うんですが。これは普通の土とは違う、いわゆる泥状態のあれを進むとやはり崩れが起きるので、弱いので、軟弱なので、それで補強が必要ということで何か特殊な工法なんですか。

○志子田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 今回の工法につきましては、特殊と言えれば特殊な工法なんですけれども、今回JRの下も含めまして地盤改良した箇所を内径で2.2メートルの管渠をつくっていくんですが、こちらについて工法の一つなんですけれども、一般的と言えれば一般的なんです。

○志子田委員長 泥濃式の説明だっ。

○関建設部下水道課長 泥濃式ですよ。推進で掘っていくときに、掘っていくと地盤を傷めるわけなんですけれども、その地盤を押さえるのが泥で押さえる形……。

○鎌田委員 感じとしてはわかります。

○志子田委員長 鎌田委員。

○鎌田委員 普通の土砂よりはやはり崩れやすいので、泥状態なので、何か周りをつくりながら進んでいく、本来の推進工法よりちょっと凝ったというものだろうなという、そういうことだと思いますね。

それで、次の吐出口の部分ですね、(3)。これ、スライド式ゲートをつけているんですよ。この系統を見るとボックスカルバートでずっと行って、ポンプ場からずっとポンプ出口からいくわけなんですけれども、途中開口部もないいわゆる放流渠の前にため池状態というか、そんなのもついているわけじゃないし、開放状態のね。直接こっちに流れていくシステムなのに、何でこれゲートが必要なんだろうという。いわゆるポンプにはチェック弁といって逆流防止弁があるだろうし、開放している部分がないのであればある程度津波やら何やら、高潮が来ても逆流してということはずな話なんです。これ、スライド式ゲートがどうして必要なのか、これを見ただけでは私ちょっと理解できないので、どうしてこのスライド式ゲートの設置が追加されたのかをお聞きしたいと思います。

○志子田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 お答えします。

当初の設計ではこのスライド式ゲートではなくて、「角落とし」という木製の柱を落としていく仮締切の方法だったんですけれども、それは維持管理上必要なものでありまして、委員おっしゃるように逆流とかを想定したものではなかったんですが、その後漁港のほうで防潮堤を築造するという事で維持管理上支障が出るということで、木製の「角落とし」から今回のスライドゲートに変更するという事になっております。

以上です。

○志子田委員長 よろしいですか。

ほかにございせんか。伊勢委員。

○伊勢委員 私のほうからも工事契約のちょっとわからないところで、議案第49号のところちょっと確認させていただきます。

これまで変更内容（4）工事中止期間中の現場維持管理費ということで、ここにJR受託工事において施工中に発生した地下障害物の検討及び対処に不測の日数云々ということで、工事期間が164日間事実上中止したということなんです。この辺は地下支障物というのは大体想定されていたものは何なのか。事前に例えばJRとの交渉など難しいところがあるかもしれませんが、そういうところの関係で想定されたのをちょっと確認だけさせてください、地下障害物というのは何なのか。

○志子田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 当初は、支障物は線路の下ということで、何もないだろうということでした。ところが、線路の下に木のくいの方が出現しまして、それが今回結果として支障物となったということになります。

以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、この写真の①ということですか。そういうところから出てきたということなんですか、線路下のそういうところから。かなり大きなものなんですか。

○志子田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 大きさについては、掘り出したわけではないので正確なところはわからないんですが、JRの方とお話ししたところ昔線路が下がらないように地中の木のくいを入れまして、その木と土の摩擦で線路が沈下しないようにということで設置したものではないかということです。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そうすると、以前のいわば線路が下がらないためのくいに使っていたということで、理解しました。

それで、そこでくいが出てきたのはわかりました。164日間の工事一時中止というのは、それも含めてなのか。あるいは、線路という鉄道事業法に基づく安全管理が恐らく規定されていて、かなり厳格な運営になっているんだろうと思うんですけども、その164日間の休止になったという主な理由についてちょっと確認させてください。

○志子田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 では、お答えします。

こちらの164日ですけれども、地盤改良工事を行う際にはJRのほうで、1ミリ単位で高さを計測して工事のほうを進めるんですけれども、今回本当に夜間で工事を行っているんですけれども、1日工事をすると少しずつ地盤が下がって、毎日碎石を補充しながら工事のほうを進めてまいりました。その中で164日の内訳は、今お話しした木の問題もあったんですけれども、工事の途中で2ミリほど線路が下がってしまいまして、その原因を調べたり、あとはその工事を進めるためにどのような対策をとるか、実際に桁のほうをつくって線路の下に桁を入れて工事のほうを完了したんですけれども、そのような作業を含めて164日かかっております。

以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。2ミリほどの沈下というのは、これはいわば電車の運行にとって重要な支障ということで捉えてよろしいですね。

○志子田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 そのとおりでございます。

以上です。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。了解しました。

あと、38ページのところでよくわからないところで教えていただきたいんですが、例えば私らもこういう工事をやっていて、よくボーリング調査してそれで地盤改良云々と、こういうことでそれも含めて見積もりとか入札の価格を決定していくんだらうと思うんですが、これはボーリング調査はどのぐらいの感じでやったんでしょうか、業者さんの関係でいえば。

○志子田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 今のはボーリングの本数ということでよろしいですか。ちょっと今手元に資料なくて、正確な本数はわからないんですが、5カ所から6カ所ぐらいは行っております。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。そういう部分も含めてということで。

そうすると、地盤改良の改めて減になったものというのは、ボーリング調査をしてもこれは想定できなかったということではないですかね。

○志子田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 工事着手後に行ったボーリング調査の土を採取しまして、配合試験を行いまして、当初の設計時に使用した資料よりも地盤のほうがよかったということで、今回添加量及び添加剤の変更というふうになっております。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 じゃあ、ボーリング調査の結果も含めてこういう減といいますかね、こういうものが出てきたということですね。わかりました。

あと、写真の⑤とか⑥のところはわかります。状況はこのとおりだなと思うんですが、一般的にあの辺の工事現場のところで例えば雨が降ったときには、かなり泥というかぬかるんでしまう、事前から想定できなかったのかなど。何で途中から鉄板を敷いたのかなど、ちょっと素朴な疑問が湧いたものですから。最初から敷いておけば、それも含めての入札だなというのはわかるものの、途中でこういうふうになるのはどうなんですかね。最初から想定して、入札のときに入れておけばよかったんじゃないかというふうに思うんですが。

○志子田委員長 関下水道課長。

○関建設部下水道課長 今後その辺、十分検討しながら発注作業を進めてまいりたいと思います。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ひとつそういうことで、絶えず比較的大きい工事のときに追加というものが出るものですから、やはりそういうことも含めてよく検討していただいて、入札なり工事の取り組みを進めていただきたいと思います。

資料でちょっと確認をさせていただきたいんですけども、先ほど鎌田委員のほうからお話しがあった資料No.8の27ページのところですね。港町地区津波防災拠点施設備品等整備事業についてと、こういうことで示されております。これは、予算のほうの資料No.7の14ページのところに、港町の拠点整備5,490万円ほどの予算が計上されております。それはそれで事業費として組み立てられているわけですが、4,923万円ほどの委託経費、これとの関係では関係ないですかね。これも委託せざるを得ないという何らかの事情があるんですか。

○志子田委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 この港町地区津波防災拠点施設備品等整備事業につきまして

は、現在基本的な調査委託ということで基本構想的な計画を策定いただいているというふうな段階でございます。それが間もなく7月末に結果として出てまいりました後に、詳細設計及び備品の整備等を一括した形の委託事業で発注しようということで考えてございまして、そういったためにこの委託料ということで予算のほうを計上させていただいているような状況でございます。

以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 7月に結果が出てくるということですね。そうすると、この委託ということは市のほうの担当である程度の例えばこういう図面とかですね、ページ数でいうと資料No.8、28ページのところとか、市営汽船運休時とかあるいは通常時とか、こういうふうな一定の図面はポンチ絵的なもので示されているんですが、こういうものにさらに委託経費を用いて、さらに詳細な設計を行い、かなり精度の高いものとして考えていいんですか。拠点施設としての考え方、捉え方、施設の整備の対象について。

○志子田委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 基本的な構想は今回7月末に出てまいりますので、それをもとに制作の委託というのが主なものになります。ただ、電気の取り付けとかそういったものがありますので、詳細設計に加えて展示する例えばジオラマ的なものですとか、そういったものを制作していただくということで委託事業での発注ということを考えてございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 委託ということでやっているんでしょうけれども、ちょっとお高いんじゃないかなと。4,900万円、ざっと5,000万円ですよ。委託にしては、ちょっといささか値が張るのかなと思うんですが、その辺どうなんでしょうかね。じゃあ委託料の内訳、教えてください。

○志子田委員長 安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 失礼しました。主なものでよろしいでしょうか。

委託の内容、制作の主なものとしまして、まず椅子やテーブルと家具の設置が724万9,000円ほど考えています。それから、展示パネル作成として266万円ほど、それから映像音響装置としまして466万円ほど、それから模型等の制作費、これが395万円、サインの設置が256万8,000円、コンテンツといたしまして映像と画像、それから音声等も含めましての制作なんです、これが560万1,000円ほどということで、残りがいろいろ養生ですとか架設といたしまして、

いろいろ工事に関して周りを傷つけないような、それから清掃費とかそういう経費になって
ございます。それに諸経費ということで、全体として4,923万9,000円ほどの金額になってお
ります。

以上であります。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、その内訳今お聞きしましたが、こういうふうなところでこれを委託を
するということは、配置なり椅子なりテーブルなりコンテンツと言われているものについて
基本構想というんですか、そういうものをつくるための委託経費として約4,900万円ほど計上
したと。そうすると、そこまでわざわざ外部に委託するほどのものなのかなとちょっとよく
わからないので、その辺だけちょっと教えてください。

○志子田委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 ここには、例えば備品を購入するとかあるいはどこかを直す
工事的な部分もありますけれども、そういったコンセプトを含めて映像の制作ですとか模型
のデザインの制作ですとか、そういったものがございまして、そういったものを総合的に業
者側に制作、あるいはそういった設置をお願いする場合には、こういった委託事業のほうで
発注することもございますので。今回はその方法でやろうということでございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 そうすると、例えば椅子とかテーブルとか展示とかもろもろのものについては、ま
た経費がかかっていくのかどうか、違うんですか。その辺私よくわからないから、ちょっと
教えてください。

○志子田委員長 小山市民総務部長。

○小山市民総務部長兼政策調整監 済みません、ちょっと言葉足らずでございました。そういっ
たものを制作して納品いただく、そういった備品的な経費も含めて今回の予算で全て賄おう
ということでございました。どうも失礼しました。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 じゃあ、そうするとそういう内訳はわかりましたので、納品するものも含めてト
ータルで約4,900万円ですよということですね、わかりました。

そこで、今いろいろお話しあったものの、鎌田委員との関係でちょっと確認したいんですけ
れども、被災した方々が避難する場所としての関係で考えていくと、水とか食料等は備蓄す

るんでしょう。トイレなんかはどうするんですか、これ。例えば簡易トイレとかそういうもの、やっぱり必要性は出てくるよね。よく、最近では体育館の脇のほうにマンホールトイレとか、そういうものを整備はしているようですが、特にやはりトイレの関係なんか。それから、女性の方でやっぱり逃げてきてテントとか、この間防災訓練やったときのテントとか、あとは夜間のときの照明というんですか簡易照明。こういうようなものなんかは、検討の対象になっているんですか。

○志子田委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 今回計上させていただいております予算については含まれておりませんが、今後そういったものについても検討してまいりたいと考えております。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。例えば避難時3日間と想定しても、やっぱりそういうものは必ず必要になってくるし、最悪のケースを捉えてやはりしっかりやっていただければというふうに……。あるんですか、ちょっとその辺わからないんで。

○志子田委員長 安藤危機管理監。

○安藤市民総務部危機管理監 済みません。説明が……。申しわけありませんでした。

基本的に今回の施設には、トイレは設計上組み込むという形になっております。ただし、大震災で今回水等がとまったり、あと下水が被災したりという部分がありますので、そういう部分に関しましてちょっと検討だけ、今後させてもらいたいというふうに考えています。

以上であります。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 その辺十分やはり検討していただくということで、対処方よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、学校現場における業務改善加速事業の取り組みということで、過般の初日の総括質疑の中でも大分議論されたわけですが。それで、今現在例えば山本議員のほうでも80時間を超える超過勤務は小学校2.3人だと。中学校は20.6人ですと、こういったお話がございました。それで、教職員の過重な労働というのはどこでも今指摘をされているので、大事な課題だと私ども捉えております。

そこで、仮にこういった超過勤務というんですか、そういうものについて実際にどのように超過勤務についてチェックしているのか。一般の会社だとタイムカードを押して、働いた時

間、時間外労働、こんなふうないろいろなチェックをして当然残業代の支払いなんかに反映させているわけですがけれども、教職員の場合にはどういうふうになっているんですか、超過勤務の関係については。

○志子田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 ご質問いただきました教員の在校時間調査につきましては、月1回まず自己申告で出させていただいております。それと、また管理職が目視でどの程度残っているかと、その辺も加味しながら総合的に見ているところでございます。

以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 在校で自主申告と、例えば私が学校に行きました。8時半から仕事します。8時10分かな、そこら辺までの仕事なんだろうと思うんですが、自主申告だとすると例えば持ち帰り残業というのが結構あるんじゃないかな、よくよく言われるんですよ。やっぱり自分の業務だけで、クラスというか学校の授業こなすので精いっぱい、自主申告はないんじゃないかな。やっぱり必要な残業日数、時間なりちゃんとやっていくことが私は必要なんじゃないかなと、何らかの策が必要んじゃないかなと思うんですが、その辺どうなんでしょうか。

○志子田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 お答えしたいと思います。

まず、学校のほうにタイムカードの機械とかそういうものは設置されておりませんで、調査が自己申告とお話ししましたけれども、それは1枚のシート、県でつくっているシートがありまして、それに基づいて毎日何時に出勤して、何時に退勤する、それを記録する方式でやっております。

また、管理職についても何時あたりに何人残っている、8時だったら何人残っていると、常に見ながらチェックしているところでありまして、持ち帰りというところになりますと在校時間とはまた別になってきますので、その辺も今後ちょっと見ていければなと思っております。

以上でございます。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 県のシートがありますと、それは理解します。ただ、実際にどうしてもこなせない、学校の職員室でこなせない、その持ち帰りについてはどのようなチェックをしているんです

か。

○志子田委員長 遠山学校教育課長。

○遠山教育委員会教育部学校教育課長 お答えしたいと思います。

先ほど申しあげましたとおり、学校にいる在校時間についてのチェックはしておるところですけれども、まず持ち帰り等についてはなかなかチェックできないというのが現実でございます。その理由といたしましては、教員の職務ですけれども、まず授業が中心となっておりまして、その授業の準備、それから事後の処理を含めると勤務時間7時間45分のその大半を实际占めておりまして、また教員にはその授業をしっかりと質の向上を図るとか、そういう理由から研修、研究の時間をしっかりと持ちなさいという規定もあるために、私たちは持ち帰り時間以外に自分たちの研修について家で行う、そのような形が今現在行われているのが現状でございます。

今後、しっかりと持ち帰り等についても見ていけるような、そのようなことを進めてまいりたいと考えております。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 わかりました。ぜひ、これはきちんと教職員の実際の持ち帰りを事実上ちゃんとチェックされていないということですから、やっぱり持ち帰りについてもきちんとわかるようにしてほしいんですよ。というのは、たしか文部科学省の調査では、教職員の翌日の授業に向けた準備時間は持ち時間1時間当たりわずか10分ぐらいなんだそうです。例えば国語とか算数とかね。非常にそういう授業に対する関係でいうと短時間の準備、それで頭相当使うんですよ、体力も。ですから、やっぱりきちんと先生方の持ち帰りも含めて、教育委員会として掌握するという事はぜひやっていただきたいと、まずそれは私からの要望であり、課題としてぜひ取り組んでいただきたいなと思います。

○志子田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 今回のこの研究の主なものは、部活動をしている職員の多忙化解消にどのような手だてが講じられるかということが研究主題でありますので、そういった観点からまずは3年間、第一歩を踏み出していきたいというところであります。当然、そのほかにもさまざまな多忙化の原因はあるとは思いますが、本市においてはこの部活動というところでの視点からの研究でありますので、どうぞご理解をいただきたいと思います。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 それは理解できます。個々の研修、調査していくというのは理解します。その上で、部活動の顧問というのは教職員の選択制なんですか、それとも一人一人の教職員が事実上何らかの部活動の顧問についてもらうのか、どっちなんですかね。希望制なのか選択制なのか。

○志子田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 基本的には希望であります。ただ、決められた部活動の数があって、そして希望も重なることがありますので、教員の中に部活動担当の職員がおりましてそこで調整をして、最終的に校長から任命をするという形になっています。

○志子田委員長 伊勢委員。

○伊勢委員 何か聞くところによると、今回の文部科学省の指導要領改訂の中で、部活動の関係で言うと資質・能力向上等々ということも示されていると。それから、国家試験等々を通じて資格を有するような方向での何か打ち出しもされているようですが、そうなるちょっとますます負担高くなるのかなという感じはするんですけども。

○志子田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 部活動の技術的な指導ということについて、文部科学省のほうで述べられているかと思います。当然学校の教員、全ての種目について指導できるわけではありませんが、若い時代からもともと自分がそういったスポーツをしていなくても、子供とともにやることによって指導の技術が上がって、全国大会とかそういったところに連れていっている先生方もおりますので、そういった意味での資質の向上というのは当然図らなければいけない。それから本市におきましては、外部指導者を適宜使っておりまして、中には20年、30年と続けていただいている方がおりまして、そういった方々のご支援のもとにかなり質の高い指導がなされているというふうにご理解をいただきたいと思います。

○志子田委員長 いいですか。

ほかにご発言ございませんか。小野委員。

○小野委員 では、私のほうからも質問させていただきます。

初めに、資料No.8の19ページの住民情報システムの更新ということで、先ほど「事業費の抑制に努めながら」というお話ありましたけれども、5年で3億6,400万円ということで、年間でいうと7,280万円ということで、かなり金額的に派手だという感覚があるんですが、こういったところの具体的な更新内容をちょっと教えてほしいなど。また今後ずっと、5年間た

つとまたこのぐらいの金額が考えられてくるのか、その辺も含めてお願いしたいと思います。

○志子田委員長 末永財政課長。

○末永市民総務部財政課長 システムの契約金額というのは本当に大変高額でして、財政担当としても毎回じくじたる思いをしながら予算を組むというのが正直なところでございます。今回の3億4,000万円の大きな内訳としましては、ハード部分に関しておよそ8,400万円ぐらい、中に入っているソフトウェア等のシステムが5,000万円程度、あと残りが実はシステム機器をまず導入して、それに対してシステムを入れてそれがちゃんと稼動するかという、要は人件費的な部分になるんですけれども、これが2億3,000万円ぐらいというふうに、ここがシステムの非常にお金のかかる部分なんです。毎回。

内訳はこういった形で、マックススペースでこのぐらいなんですけれども、実はこのハードウェアの部分に関して今考えているのは、ハードウェアの部分はもう保守が切れますので、これもし何か故障が起きた場合にはハードをどこかまたメーカーから取り寄せる、それでセッティングする、それで2週間とかそのぐらいかかる。そうすると、その間一切市民安全課で住民票が出せないというとんでもないことになりますので、ハードウェアに関しては必ず入れなきゃいけないと思っています。

ただ、ソフトウェアの部分に関してはまだ保守というか、メーカーのほうに当然お金さえ払えば、どうも継続はできそうだという話を今受けています。もちろんハードウェアを入れて、それに対してソフトウェアを入れる作業が出てくるんですけれども、今までたびたびマイナー関係とかでソフトウェアのバージョンアップなんかしていますので、これは単純に入れかえをした場合というのはちょっともったいないんじゃないかというのが正直ございまして、そういった意味で先ほど説明の中で競争入札はハードウェア等については当然かけます。その上で、ソフトウェアとハードウェアを切り離してもうちょっと安くできないかというのを、今ちょっと模索をしているところではございます。

以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。それでは、事業費抑制に努めていただきますよう、よろしく願いをしたいと思います。どうしてもここに、人件費等は専門性が強いものですからかかるのはわかるんですけれども、一応確認の意味でお聞きをいたしました。

続きまして、次にいかせていただきますが、27ページの港町地区津波防災拠点施設備品等整

備事業ということで、総括質疑でこの事業内容の展示とか備品とか、そういったところまだ計画段階で中身が決まっていなくて予算を計上するのはどうかというような、そういったことでお話があったわけですが、この点だけちょっとどういう経緯だったのか、その点だけ確認をさせていただきたいと思います。

○志子田委員長 佐藤市民安全課長。

○佐藤市民総務部市民安全課長 復興交付金の申請の関係で、5月8日までにおおよその概要を示さなきゃいけないというようなことで、今回こういった補正で上げさせていただいている状況でございます。

○志子田委員長 佐藤市長。

○佐藤市長 提案理由の説明の中で、私のほうからこのことについてご答弁を申し上げたので、ご説明をさせていただきたいと思います。

復興庁からは、「今後所要額については本年5月8日まで、全ての項目を提出してください。その中に入っていないものについては、以降復興交付金の該当とはいたしません」という大変厳しいお話をいただきました。市役所の中で、「今後必要となるものについては全て洗い出せ」ということで、手は挙げさせていただいたつもりであります。

実は、この先ほど来ご議論いただいております施設備品等の整備につきましても、先ほど来ご説明させていただいておりますとおりにコンサルタントに一定程度の調査委託はしておりますが、ただ残念ながらまだ成果品というところまでは至っておりませんでしたので、先ほど危機管理監から申しあげました数字につきましても、受託をしたコンサルタントのほうに「大至急まずそういった形で、第1回目として出していただきたい」ということで提出をいただいたものであります。今後精査をさせていただきながら、より効率的で効果的な施設が、震災伝承・防災情報の発信ができますよう努力をさせていただきたいと思っています。

以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。よろしくお願いをいたします。

では、次にかかせていただきます。同じ資料No.8の33ページ、学校現場における業務改善加速事業の取り組みということで、2番の方針・取り組みで「重点取組」「必須取組」ということですが、これは一応県のほうから派遣されるということですが、これは顧問の先生というのは変わらずその担当、野球だったら野球というそこは変わらないで、連

携をとりながらみたいな感じの部分でよろしいのでしょうか、確認をいたします。

○志子田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 お答えさせていただきます。

顧問の先生は顧問の先生として存在しまして、新たな部活動の指導職員が来たときには顧問の先生が席を外しても指導できるというふうな部分です。ですから、週間・月間計画とか年間計画については、当然顧問と協議しながら決めたものを学校で承認するというふうな形になりますので、そういった部分については連携等については図っていくというふうなことになっております。

以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

それで、資料No.7の18ページに報償費として18万9,000円の講師等謝金ということでございますけれども、これは積算というかそういったところ、どういった形で行われたのか。例えば講師何人で、1回当たり、あとは年間何日なのかという、そういったところからちょっと教えてほしいんですが。

○志子田委員長 伊藤生涯学習課長。

○伊藤教育委員会教育部生涯学習課長兼生涯学習センター館長 具体的には、先ほど議案資料で説明あったように業務改善ポリシーというふうな形の中で具体的になっていくんですが、今の見込みとしましては県外からの講師を3人、2時間程度なんですけど、1人を3回招集する予定でして、また県内から同じく3回招集するというふうな形になっております。大体単価としては1万3,000円から下は9,000円ぐらいというふうな講師単価というふうな形で、今のところは試算しております。

ただ、先ほど申したように業務改善ポリシーの中で具体的な骨子が決まった中で、当然金額とか時間とかについては前後する形になることもあります。

以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。それで、子供たちのそういった担当、顧問がかわったとかそういったような状況変化等もあると思いますけれども、そういった点もきちっと連携図りながら進めていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、次の34ページの中学校部活動備品等整備事業についてですけれども、いろいろ吹奏楽部の楽器等については父兄の方というか、ちょっと歩くと結構古くなって整備するのにお金がかかるので、学校では教育のそういった目標もあって大事にきれいに自分たちできちっと整備して使っていくという、それはわかるんですが、やっぱり吹奏楽部発表の場とかそういうところもあるようだから、やっぱりしっかりと整備をして子供たちが吹いたときにきれいな音が出るようなそういう環境というか、そういったことも言われているんですけれども。

今回各学校いろいろな楽器をやるわけですけれども、この整備の状況というか、毎年やるものなのか、それとも本当にひどいときまでやらないものなのか。そういったところ、どうなんですか。大変ほかの学校も、そういった整備は厳しいんだというそういう話も聞いているんですが、いかがでしょうか。

○志子田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 お答えいたします。

今ご質問のありました吹奏楽の楽器なんですが、やはり教育的に使うということで大変いろいろと廉価ではないというふうに伺っております。今回のように寄附金というか、ご好意をもって「ぜひそういったことに使ってください」というお申し出があるうちは、計画的に各学校の実態に合わせながらなるべく行き渡るような配慮をさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○志子田委員長 高橋教育長。

○高橋教育委員会教育長 吹奏楽部の楽器については、ほかの部活動の備品等と同じ扱いなんです。これが、音楽室における教材ということになるとまた別なんですけれども、なかなか予算化しにくいと。ほかの学校でも、全県的にそうなんですけれども、新しくそういう学校を建てて吹奏楽部を立ち上げるというときにはあるんですが、それ以降はなかなか大きな予算ですので難しいということで、こういった篤志家による寄附金などがあるときに、「1台でも、2台でも」ということでそろえていっているところでございます。

以上であります。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。

あと、多分これ個人的に自分が吹く楽器を購入して、自分で管理とかいろいろな修繕とかしている人もいると思うんですが、そういった状況はどうなんですかね。把握していたら。

○志子田委員長 本田教育総務課長。

○本田教育委員会教育部次長兼教育総務課長 そこまでにつきましては、こちらで具体的には把握はしておりませんが、修繕等々については部費の一部を充当したりとか、そういったことでやっていらっしゃるというふうなことは伺ってはおります。

以上でございます。

○志子田委員長 小野委員。

○小野委員 わかりました。なかなか予算化しにくいということでしたけれども、予算を少しでもつけていただきながら、少しでも前進というか、いい音を出せるそういった環境の整備もしっかりとやっていながら、お願いをしたいと思います。

以上で終わります。

○志子田委員長 ほかにご発言はありますか。（「なし」の声あり）

暫時休憩いたします。

午前11時40分 休憩

午前11時41分 再開

○志子田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかにご発言はありますか。（「なし」の声あり）

なければ、質疑はこれにて終了いたします。

続いて討論を行います。討論の通告はありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第42号、第45号、第48号及び第49号については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○志子田委員長 挙手全員であります。よって、議案第42号、第45号、第48号及び第49号については、原案のとおり可決されました。

以上で本委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

午前 11 時 43 分 閉会

塩竈市議会委員会条例第 29 条第 1 項の規定によりここに署名する。

総務教育常任委員会委員長 志子田 吉 晃